

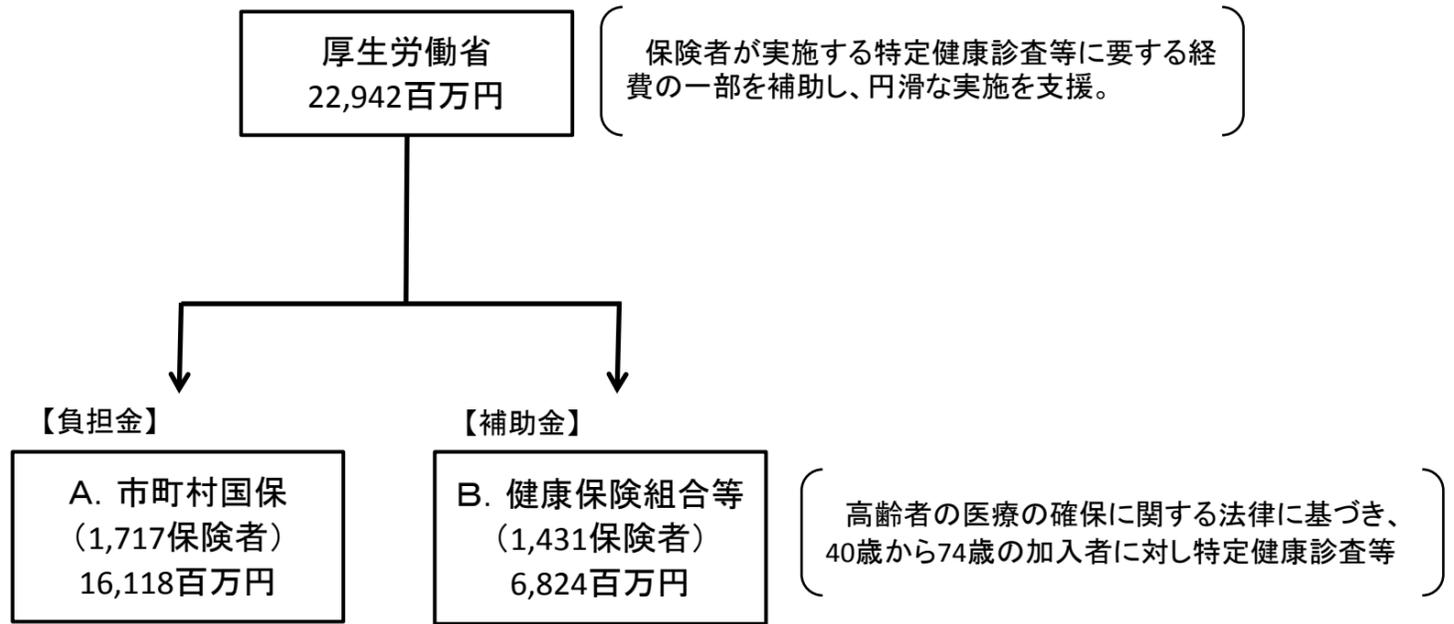
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	特定健康診査・保健指導に必要な経費		担当部局	保険局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成20年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室		室長 安藤 公一		
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-9-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国民健康保険法第72条の4及び第74条、健康保険法第154条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条		関係する計画・通知等	医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律第8条及び第9条)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、中長期的な視点から医療費の適正化を総合的・計画的に推進するため、国及び都道府県は医療費適正化計画を定め、国民の健康増進に関する施策を推進することとされている。 このため、特定健康診査・特定保健指導の実施を通じた生活習慣病対策を推進していくこととしている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。 ○特定健康診査・保健指導負担(補助)金 実施主体:保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、市町村) 補助率:1/3(市町村)、定額(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	24,498	25,541	24,627	22,650	24,014	
		補正予算	▲ 2,482	▲ 1,838	▲ 1,575	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計		22,016	23,704	23,052	22,650	24,014	
	執行額		21,481	23,151	22,942			
執行率(%)		97.6%	97.7%	99.5%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (29年度)
	平成29年度においてメタボリックシンドロームの該当者・予備群の人数を平成20年度と比べて25%以上減少する。		成果実績	%	9.7(減少率)	12.0(減少率)	26年11月報告期限	
	※メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率については、平成25年度より定義が異なることに留意。		目標値	-	-	-	-	20年度と比べて25%以上減少
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	平成29年度までの実施率の目標値 特定健康診査実施率 70%		活動実績	%	44.7	46.2	26年11月報告期限	-
			当初見込み	%	-	-	-	29年度までに70%
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	平成29年度までの実施率の目標値 特定保健指導実施率 45%		活動実績	%	15.0	15.0	26年11月報告期限	-
			当初見込み	%	-	-	-	29年度までに45%
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/人	1,724	1,796	1,769	
	X: 特定健康診査・保健指導国庫負担(補助)金執行額 Y: 特定健診実施人数+特定保健指導実施人数(国庫負担(補助)金の交付対象となる者に限る)		計算式	X / Y	=21,481,156,000/ (11,240,174+ 1,218,859)	=23,150,893/ (11,500,893+ 1,387,400)	=22,942,478/ (11,602,194+ 1,366,760)	数値/数値
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	補助金	6,981	6,982	健診実施率の上昇による増				
	負担金	15,668	17,032					
計	22,650	24,014						

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	国民の生活習慣病予防の観点から、国民のニーズがある。実施主体の保険者に対して国が責任をもって負担(補助)する。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	健診事業の実施主体である保険者に対して、国が各法に基づき特定健診等に要する経費の負担(補助)を行う。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	第二期医療費適正化計画における実施率等の目標値を達成するために必要な事業であり、優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	各法に基づき保険者に対する負担(補助)率を1/3負担(定額補助1/3相当)に設定している。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	各保険者と各健診機関との契約状況から健診に係る費用を算定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の被保険者等に対する特定健康診査等に直接的に関わる費用に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	活動実績は目標値を下回っているが、毎年向上している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	左記事業は、定期的な健康診査への助成として、特定健康診査・保健指導負担(補助)金において、40歳から75歳未満を対象とし、本事業において75歳以上を対象として実施している。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	233	後期高齢者医療制度事業費補助金	厚生労働省保険局高齢者医療課			
点検・改善結果	点検結果	平成26年度の予算編成においては、平成23年度における特定健康診査等の実施状況及び平成24、25年度予算の執行状況を踏まえた実施率等の見直しを行い予算額の適正化を図っている。 なお、当該事業については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施されているものであり、また医療費適正化に関する施策についての基本的な方針において、平成29年度時点でのメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者予備群を25%以上の減少とすることを数値目標として掲げており、当該経費については引き続き必要と考えている。				
	改善の方向性	特定健診受診率等の活動実績は依然として目標値には届いていないが徐々に上昇しているところであり、予算編成時においても、直近の活動実績を踏まえた積算としている。今後も直近の実績を踏まえつつも、事業が円滑に実施されるよう、財政支援に必要な予算要求額を確保に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する経費であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	262	平成24年	227	平成25年	267

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.横浜市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	医療機関等 特定健診等の実施に係る委託費	297			
計		297	計		0
B.全国健康保険協会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	医療機関等 特定健診等の実施に係る委託費	2,091			
計		2,091	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.市町村国保

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	297	—	—
2	大阪市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	262	—	—
3	名古屋市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	252	—	—
4	神戸市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	163	—	—
5	仙台市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	144	—	—
6	北九州市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	115	—	—
7	千葉市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	113	—	—
8	新潟市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	108	—	—
9	川崎市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	105	—	—
10	八王子市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	105	—	—

B.健康保険組合等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	2,091	—	—
2	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	168	—	—
3	日立健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	124	—	—
4	ジェイアールグループ健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	83	—	—
5	三菱電機健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	76	—	—
6	東芝健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	71	—	—
7	ホンダ健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	68	—	—
8	富士通健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	68	—	—
9	パナソニック健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	61	—	—
10	関東ITソフトウェア健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	43	—	—

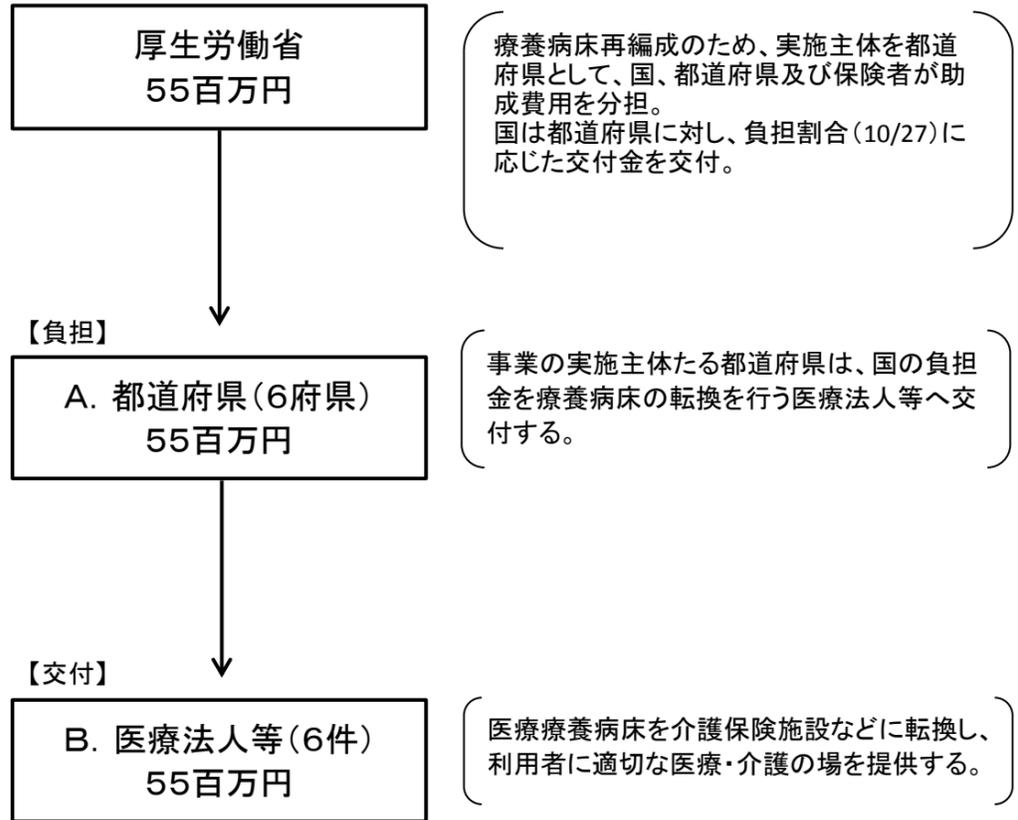
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	病床転換助成に必要な経費		担当部局庁	保険局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 :平成20年度 終了(予定)年度:平成29年度		担当課室	医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室		室長 安藤 公一			
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-9-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	高齢者の医療の確保に関する法律附則第5条、第8条		関係する計画、通知等	全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化対策(高齢者の医療の確保に関する法律第8条及び第9条)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、中長期的な観点から医療費の適正化を総合的・計画的に推進するため、国及び都道府県は医療費適正化計画を定め、国民の健康増進に関する施策を推進することとされている。 このため、医療機能の連携推進等による平均在院日数の短縮を推進していくこととしている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	療養病床の再編成は、より介護を必要とする患者が多く入院する長期入院病床を介護保険施設等に転換することが取組の中心であり、この再編成を円滑に進めるため、国、都道府県及び保険者が助成費用を分担することとし、都道府県は医療費適正化計画に基づき療養病床から介護保険施設等への転換が進むよう、管下の医療機関の転換に必要な整備費用の一部を助成するとともに、国は、都道府県に対し、負担割合に応じた交付金を交付する。 ○病床転換助成事業 ・実施主体 都道府県 ・費用の負担割合 国10/27、都道府県5/27、保険者12/27								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	252	259	259	259	129		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		252	259	259	259	129		
	執行額		243	174	55	-	-		
執行率(%)		96.3%	67.1%	21.2%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	平均在院日数			成果実績	日	30.4日	29.7日	集計中	
	・平成20年度から平成24年度においては、平成18年度に32.2日あった平均在院日数を平成24年度において29.8日に短縮することを目標とした。 ・平成25年度以降は、平均在院日数の短縮を引き続き目指すこととするが、具体的な数値を目標とせず、都道府県が地域の実情を考慮して適切な目標を設定する。			目標値	日	29.8日	29.8日	具体的な数値を目標とせず、都道府県が地域の実情を考慮して適切な目標を設定する。	
				達成度	%	75%	100%	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	病床転換助成事業交付金の転換実績数			活動実績	床	1,067	687	279	-
				当初見込み	床	1,000	1,000	1,000	1,000
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	円/床	227,727	253,036	196,351	258,889
	X: 執行額 Y: 転換病床数			計算式	X / Y	=242,985,000 / 1,067	=173,836,000 / 687	=54,782,000 / 279	=258,889,000 / 1,000
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	病床転換助成事業交付金		259	129	転換見込病床数の減少による減				
	計		259	129					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	適切な医療・介護の場の提供の観点から、国民のニーズがある。実施主体の都道府県に対して国が責任をもって費用の一部を負担する。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	病床転換助成事業の実施主体である都道府県に対して、国が高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、病床転換助成事業に要する経費の一部を負担する。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	第二期医療費適正化計画においては、医療と介護の連携の強化を図ること等により、医療機関における入院期間の短縮を図ることを目標の一つとしており、当事業はその目標の達成手段として必要な事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	法に基づき都道府県が受益者に対し行う助成事業であり、同法により、国はその費用の10/27を負担する。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	市場価格を基に算定した基準単価と実費用を比較し、低廉な方の金額を交付している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換に要する費用に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	都道府県からの交付申請額が予定を下回ったことから、補助金を要することが少なくなったため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		×	都道府県において転換される病床数が減少したため、見込より大幅に下回った。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	事業実施主体である都道府県において成果結果の確認等を行っている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療療養病床からの転換に対する助成を行うものであり、介護療養病床からの転換助成との役割分担は出来ている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	826	地域介護・福祉空間整備推進交付金	厚生労働省 老健局			
点検・改善結果	点検結果	平成25年度においては、転換実績数が大幅に減少した。これは事業開始から5年を経過していることから、療養病床を保有する医療機関等からの病床転換に対する需用が徐々に減少したことが原因と考えられる。一律に療養病床の削減を求めるのではなく、地域の実情を考慮して適切な医療・介護の場の提供を目標としている現在においては、その実情に即した予算の確保が課題である。 なお、当該事業については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施されているものであり、また平成25年度以降においても、必要に応じて病床の転換が円滑に行われるよう、当該経費については引き続き確保する必要があると考えている。				
	改善の方向性	近年、病床転換数の見込みと活動実績の乖離が大きくなっているため、予算編成時においては直近の実績を踏まえて病床転換数の見込みを見直し、適正な予算額の確保に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	都道府県からの申請件数が減少してきており、事業の必要性についての検討が必要。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	活動実績を踏まえ、要求額の縮減を図った。(▲129,445千円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	289	平成24年	228	平成25年	268

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて
補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.京都府			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	法令に基づき医療法人等の病床転換に係る費用を助成する。	17			
計		17	計		0
B.医療法人亀岡病院			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	病床転換のための施設改修工事委託費	17			
計		17	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.京都府

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	医療法人亀岡病院	医療療養病床を介護老人保健施設に転換する費用を助成	17	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.医療法人亀岡病院

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	南桑土木建築株式会社	医療療養病床を介護老人保健施設に転換するため、改修工事を委託	17	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					